

令和6年度  
第1回 福島地方最低賃金審議会  
福島県最低賃金専門部会  
議 事 録

日 時 : 令和6年7月19日(金)

10:00 ~ 11:00

場 所 : 福島テルサ つきのわ

出席者 : (公)熊沢、長谷川、森谷

(労)大越、塩澤、高橋

(使)安達、金子、佐藤

1 開 会

(室 長) これより令和6年度第1回福島県最低賃金専門部会を開会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

専門部会の部会長、部会長代理の選出まで、事務局で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、初めに専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の綿貫より御挨拶申し上げます。

(基準部長) おはようございます。福島労働局の綿貫でございます。本日はお暑い中、福島労働局の最低賃金専門部会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日全員御出席ということで我々も大変感謝しているところでございます。

ところで、御承知おきのとおりだと思いますが、最低賃金でございますけれども、資料にもありますが、第2回の目安に関する小委員会が7月10日、また、第3回も行われておりまして、それが7月18日ということで、着々と最低賃金の目安につきまして審議がされているという状況でございます。

目安の答申がいつ出てくるかということは我々も気にしているところで

ございますが、一応聞いている予定だということでお話をすれば25日だという話は聞いております。おそらく25日決まらず、その次の26日になるかという目論見もあるのではないかと考えております。

ただ、我々は、それを配慮しつつ、しっかりと福島での最低賃金を皆様の中で御審議いただいて、福島の最低賃金を決めていきたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いしたいと考えております。

本日は、その専門部会の部会長、部会長代理を決めていただく、運営について御審議いただくということですので、何卒よろしく願いいたします。

以上でございます。

(室長) 議事に入る前に、委員の御紹介をさせていただきます。

(補佐) 今年度の福島県最低賃金専門部会の委員につきましては、お手元の会議資料115ページの福島県最低賃金専門部会委員名簿により委員の皆様を御紹介させていただきます。

公益委員、熊沢透委員。

(熊沢委員) 熊沢です。よろしくお願いいたします。

(補佐) 長谷川珠子委員。

(長谷川委員) おはようございます。よろしくお願いいたします。

(補佐) 森谷吉博委員。

(森谷委員) よろしく申し上げます。

(補佐) 労働者委員、大越香代子委員。

(大越委員) 大越です。よろしくお願いいたします。

(補佐) 塩澤基委員。

(塩澤委員) 塩澤です。よろしくお願いいたします。

(補佐) 高橋誉委員。

(高橋委員) 高橋です。よろしくお願いいたします。

(補佐) 使用者委員、安達和久委員。

(安達委員) 安達でございます。よろしくお願いいたします。

(補佐) 金子市夫委員。

(金子委員) 金子でございます。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 佐藤卓也委員。

(佐藤委員) 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

(室 長) ありがとうございます。

続きまして、事務局から定足数の確認をさせていただきます。

(補 佐) 本日は、委員の方9名全員ご出席いただいておりますので、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

## 2 議 事

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(室 長) それでは、議事に入ります。

議事の(1)、専門部会の部会長及び部会長代理の選出を行います。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項により、部会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する、部会長代理は、部会長に準じて選出することになっております。

前もって公益委員において候補者の推薦をお願いし、部会長に熊沢委員、部会長代理に森谷委員が推挙されました。

(室 長) このことについて、御承認いただけますでしょうか。

《 異議なしの声 》

(室 長) ありがとうございます。それでは、部会長を熊沢委員、部会長代理を森谷委員をお願いいたします。

以後の議事進行につきましては、熊沢部会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(部 会 長) おはようございます。部会長に選出されました熊沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本年度の最低賃金の改正審議につきましては、福島県内の景気は、足踏み状態となっている一方、企業物価指数、消費者物価指数はともに前年を上回っている状況の中での審議となります。

皆様、御承知おきのとおり、6月25日、中央最低賃金審議会において目安の審議が始まりました。労働側が65円と言っていたとニュースで言って

いましたが、福島地方最低賃金審議会の専門部会においては、この中央最低賃金審議会の目安額の審議を見ながら待って、参考人質疑や金額審議を行ってまいりたいと思います。

様々な状況等を汲みながら皆様に議論をしていただき、全会一致を目指して進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事を進めます。

( 2 ) 福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程について

( 部 会 長 ) では議事の( 2 )、福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程の確認を行います。

事務局から説明をお願いします。

( 室 長 ) お手元の資料の116ページから118ページをご覧ください。

専門部会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、従来から運営規程を定めております。

これは、6月14日に開催されました第1回の本審において御説明いたしましたが、この運営規定につきましては、毎年御提案させていただき、承認をいただいております。しかしながら、今年度は委員の皆様2年の任期途中で規程の内容をよく御承知であり、また、当該規程の内容は今回変更等していないことから、毎年各委員皆様から承認を得るという手続きを省略させていただいた方が、審議の効率化を図ることができることから、規程内容の変更がない場合、その御確認をしていただくことといたしました。

この規程には、会議の招集、委員の欠席、会議の議事、会議の公開、議事録及び議事要旨、意見の報告等が盛り込まれており、昨年と変更点はありませぬので、昨年と同じ内容となっております。今年度も昨年度と同じ規程に基づき進めさせていただきたいと思います。

( 部 会 長 ) ただいま、事務局より説明がありました福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程案についてご意見等ございますか。

( な し )

( 部 会 長 ) それでは、規定については、昨年度のとおりで進めていきます。

( 3 ) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用の有無の確認について

( 部 会 長 ) 次に、議事の( 3 )、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用の有無について確認します。

事務局より説明をお願いします。

( 室 長 ) 7 月 2 日に開催されました第 2 回福島地方最低賃金審議会において、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用しないことを決議しております。

したがいまして、福島県最低賃金専門部会で全会一致の結論となった場合でも、改めて福島地方最低賃金審議会を開催して議決することになります。

( 部 会 長 ) 事務局説明のとおり、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用しないことから、専門部会で全会一致の結論となった場合でも、改めて福島地方最低賃金審議会を開催して議決することといたします。

( 4 ) 専門部会議事録確認者の指名について

( 部 会 長 ) 続きまして、議事の( 4 )、専門部会議事録確認者の指名を行います。

専門部会運営規程第 6 条では、議事録及び議事要旨を作成することと規定されています。作成した議事録につきましては、部会長及び部会長の指名した委員 2 名が確認していただくこととしております。

労働者側・使用者側からそれぞれ 1 名の推薦をお願いします。

労働者側はいかがでしょうか。

( 大越委員 ) 大越でお願いいたします。

( 部 会 長 ) 使用者側はいかがでしょうか。

( 佐藤委員 ) 佐藤でお願いします。

( 部 会 長 ) それでは、労働者側・大越委員、使用者側・佐藤委員を議事録確認者に指名しますのでよろしくをお願いします。

なお、議事録確認者が出席できなかった場合は、出席委員の中からその都度選出して指名することとなります。

議事録の確認方法についてお諮りします。事務局案がありましたら説明・提案をお願いします。

(室 長) 確認の方法につきまして、昨年度は事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえで直接御意見等をお伺いしておりましたが、今年度についても原則同じ取り扱いとさせていただきます、事務局と確認者の都合により、持参することで迅速・的確な事務処理とならない場合については、メールにて送付を行い、ご確認いただくことにしたいと考えております。

(部 会 長) ただいま、説明がありました議事録の確認方法についてご意見ございませんか。

《 異議なしの声 》

(部 会 長) それでは、議事録の確認方法につきましては、事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえで御確認いただく方法といたしますが、適宜メールも活用して確認いただくこととします。

( 5 ) 配布資料の説明について

(部 会 長) 次に、事務局から配付資料の説明をお願いします。

(室 長) 本日の資料としましては、専門部会次第の後ろに綴じてあります会議資料、別冊は、令和6年7月10日に開催されました「第2回目安に関する小委員会」の配布資料となっています。

次第の後ろの資料につきましては、第2回本審で配布しました資料の次の資料としまして115ページからのページ数を付しております。

別冊の資料は、同じく第2回本審で配布しました黄色のファイルの中央最低賃金審議会関係資料の次の資料としまして182ページからのページ数を付しております。

最初に、本日の次第の後ろに綴じてあります会議資料について御説明いたします。

大きく6つの資料を配布させていただいております。資料の下方中央の通しページでご案内しますが、118ページまでの2つの資料は審議で触れましたので119ページから説明いたします。

119～124ページは、日本銀行福島支店が7月1日に発表した短観(2024年6月調査、福島県分)の要旨です。

120ページの図表1「業況判断D・I」によると、全産業では、2023年6月は-4ポイントでしたが、本年3月では1ポイントと、「良い」と判断している事業所の割合が5ポイント増加していましたが、本年6月は0ポイントで、3月からの変化幅は-1ポイント、9月の予測は-3ポイントとなっています。また、中小企業では、2023年6月は-3ポイント、本年3月では3ポイントで6ポイント増加していましたが、本年6月は-1ポイントで、3月からの変化幅は-4ポイント、9月の予測は-5ポイントの予測となっています。

125ページからは、福島県が6月27日に発表した「最近の県経済動向」です。

126ページの総合判断は、「県内の景気は、足踏み状態となっている。」となっています。ここしばらくは同じ判断となっているという状況です。

157ページからは、福島県が6月27日に発表した「福島県鉱工業指数月報（令和6年4月分速報）」です。概況は160ページに記載があり、平成27年を100とした各指数について、「令和6年4月の福島県の鉱工業指数(季節調整済指数)は、生産が91.6で前月比+3.6%と上昇、出荷が92.9で前月比+4.5%と上昇、在庫が150.1で前月比+2.5%と上昇となった。」とあります。

続きまして、175ページからは、連合福島様が発表した6月24日現在（最終）の「2024春季生活闘争状況」になります。

続きまして、【別冊】の資料となります。

先ほども申し上げましたが、7月10日に開催されました、中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会で配布された資料の写しになります。参考資料4つを含めまして9つの資料となっています。

資料の下方中央に記載の通しページで御説明します。

一つ目の資料として、183ページからは、「令和6年賃金改定状況調査結果」です。この調査は、令和6年6月1日現在の常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所で、1年以上継続して事業を営んでいる事業所から、7つの産業について、一定の方法により抽出した事業所を対象に実施

したものです。

185ページは、第1表「賃金改定実施状況別事業所割合」で、調査事業所産業計全体では、1～6月に賃金引上げを実施した事業所は42.8%、賃金引下げを実施した事業所は0.7%、賃金改定を実施しない事業所は40.1%、7月以降に賃金改定を実施予定事業所は16.4%となっています。なお、福島が該当するBランクの集計結果では、1～6月に賃金引上げを実施した事業所が43.4%、賃金引下げを実施したが0.5%、賃金改定を実施しないが41.6%、7月以降に賃金改定を実施予定が14.6%となっています。

186ページは、第2表「事業所の平均賃金改定率」で、賃金引上げ実施事業所の賃金改定率は、全体の産業計は4.6%、Bランクは4.5%となっています。

次に、187ページは第3表「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」になります。

188～190ページは、第4表「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」です。こちらについては、昨年の6月の状況と今年の6月の状況の比較となります。従って、この表については、昨年7月～12月に改定されたものも含んでいますので、先ほどの1表から3表との違いがあります。

188ページの男女別内訳・産業計、男女計において、令和6年の賃金上昇率は2.3%、令和5年は2.1%となっています。Bランクの賃金上昇率は2.4%で、令和5年は2.0%となっています。

189ページは、一般・パート別の賃金上昇率の内訳となっています。

190ページは、「令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした賃金上昇率」をまとめたものとなっています。Bランクの賃金上昇率は2.9%で、令和5年の2.4%を上回っています。

191ページは、「賃金引上げの実施時期別事業所数割合」です。

192ページは、1～6月までに改定しなかった事業場や凍結を決定している事業場の「事由別賃金改定未実施事業所割合」となっております。

193ページは、労働者構成比率及び年間所定労働日数です。

194ページからは、二つ目の資料として、「生活保護と最低賃金」に関する資料です。

195ページは、生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和4年度のもので、福島県の生活保護「(生活扶助基準)+住宅扶助」は、93,822円、令和4年度最低賃金額858円×173.8時間×0.807(可処分所得の総所得に対する比率)=1か月の手取り額は120,340円、

196ページは、生活保護のデータは令和4年度、最低賃金データは令和5年度のもので、同じく計算した数字になりますが、1か月の手取り額は126,231円、福島県最低賃金が生活保護の水準を上回っているという数字になっております。

197ページは、都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析です。福島の令和4年度データに基づく最低賃金と生活保護水準との乖離額は-189円で、令和5年度の地域別最低賃金引き上げ額42円を加えた最新の乖離額は-231円となっています。

198ページからは、3つ目の資料として、「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」に関する資料になります。198ページは、平成26年度~令和5年度までの地域別最低賃金額、ランク別の未満率及び影響率の一覧表になります。

199ページは、令和5年度最低賃金に関する基礎調査に基づく都道府県別の未満率と影響率です。

200ページは、令和5年賃金構造基本統計調査特別集計による都道府県別の未満率と影響率です。

201ページからは、4つ目の資料として、「賃金分布に関する資料」による時間当たりの賃金分布になりますが、グラフ内記載の額は令和4年度の最低賃金額(福島は858円)です。

福島に関しては、209ページに一般・短時間労働者計、222ページに一般労働者、235ページに短時間労働者の棒グラフが記載されています。

241ページからは、5つ目の資料として、「最新の経済指標の動向」に関するデータ(内閣府・月例経済報告(令和6年6月)主要経済指標)をま

とめた資料です。我が国経済の状況として、242～244ページは、四半期別GDP速報の実質値と名目値のデータになります。

245ページからは個人消費、247ページからは民間設備投資、249ページからは住宅建設、251ページからは公共投資、253ページからは輸出・輸入・国際収支、255ページからは生産・出荷・在庫、257ページからは企業収益・業況判断、259ページからは倒産、261ページからは雇用情勢、263ページからは物価、265ページからは金融、269ページは景気ウォッチャー調査、270ページから参考データが記載されています。

277ページからは、海外経済の状況が記載されています。

291ページからは、4つの参考資料となっております。

291ページからの参考資料 1は、委員からの追加要望のあった令和5年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移、国内企業物価指数の推移、消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移、消費者物価指数の推移、業務改善助成金の助成対象別の実績及び助成事例、中小企業庁が出している令和5年度取引条件改善状況調査、自主行動計画フォローアップ調査結果概要、令和6年能登半島地震雇用情勢です。

参考資料 2としまして、321ページからになりますが、足下の経済状況に関する補足資料として更新部分のみ抜粋した資料となっております。

322ページは、内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2024年1月～6月)になります。

323ページは、連合の春季賃上げ妥結状況の資料です。賃上げ率は5.10%、中小は、4.45%となっております。

324ページは、雇用人員判断D・Iの推移のグラフです。

325ページはランク別有効求人倍率の推移、326ページはランク別新規求人数の水準の推移の資料となっております。

327ページは、日銀短観による主な産業の業況判断D・Iの推移の資料です。

328ページは、倒産件数及び物価高倒産件数の推移、329ページは、

倒産件数（実数）の推移になります。

330ページからの資料が、参考資料 3となりまして、主要統計資料として更新分のデータ資料となっています。

最後、参考資料 4ですが、351ページからになります。これは委員から提出されました「パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移」です。全国のもの、都道府県別のものがあります。

本日お配りした資料は以上になります。

（部会長） ただいまの説明で質問等ございますか。

（長谷川委員） 御説明ありがとうございました。201ページ以降の資料4、賃金分布に関する資料がありますが、例えば通し番号で222ページの、右下、福島は858円が当時の最低賃金で、左側にあるものは最低賃金を満たしていないということですね。

（室長） はい。

（長谷川委員） それが他の都道府県と比べると多い気がして、法令順守出来ていない事業所が他の都道府県と比べて福島県は多いという理解でよろしいでしょうか。

（熊沢委員） 確かに、858円から左側の棒グラフの総面積が、他の都道府県よりも多いということですが、確かにそうですね。

（室長） このグラフ上で言えばそのような判断になると思います。

（基準部長） 大変失礼しました。

ページ数で言うと同じ別冊の199ページを見ていただきたいのですが、ここで未満率と影響率の数字があります。皆様の方がお詳しい、御承知おきのことだと思いますが、未満率というのが最低賃金以下の事業所、影響率というのが、最賃を引き上げたときにどれだけ影響があるかという影響率を示したものでございます。これを見ていただいたらわかるとおり、福島でございますけれども、未満率が1.8となっておりまして、全国平均で見ると、1.9よりも少し低いという状況になっています。なので、一概にこの表があるから、最低賃金が福島は全体的に違反が多いのではないかとということをお懸念なのかなと思っておりますが、決して、数字上、未満率から見ると決してそうではない、全国平均くらいではないかと思っております。

当然、もちろん、法違反がございましたら、我々の方も2月くらいの時に最低賃金の一斉監督というものもやっておりますので、そんなところでしっかりと指摘しているのが現状でございますので、御理解いただければありがたいと思います。

以上です。

(長谷川委員) わかりました。ありがとうございます。

今御指摘いただいた199ページの資料と201ページからの私が指摘させていただいた資料は、同じ調査の結果を踏まえて作られている資料ですか。

(基準部長) ご指摘いただいた同じ調査というか、そこは本省に聞いてみないとその関連性というものはわからないのですが、これは本省で作った資料になります。

(長谷川委員) わかりました。そこは確認していただければと思います。

(基準部長) 承知いたしました。

(長谷川委員) もう一つ気になったことが、201ページ以降の賃金分布に関する資料が3種類あって、最初にあるのが一般労働者と短時間労働者の計で、二つ目が一般労働者で、三つ目が短時間労働者ですが、短時間労働者だけを集めた最後の資料、235ページの右下、短時間労働者は比較的最賃を満たされている、時給で雇われている人は最賃を支払われているにも関わらず、一般労働者になると最賃が払われていないという結果になっていることが、どういうことなのかと疑問に思ったので、その辺りも併せて御回答いただけるとありがたいと思います。

(室長) はい。そこも含めて次回回答させていただきます。

### 3 その他

(部会長) その他、何か質問等ございますか。

(なし)

(部会長) 事務局からは何かありますか。

(室長) 次回の専門部会につきましては、7月30日(火)14時00分から、本

日と同じ福島テルサで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

(部会長) はい。ありがとうございます。

私が把握しきれなくなったということもあるのですが、だいぶ審議日程が変わっているかと思えますので、現時点での確定したものを改めて、もう一度お送りいただいでよろしいでしょうか。

(室長) 会場も確定したところを入れたものを再度メールでお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(部会長) よろしく申し上げます。

事務局の説明につきまして、何かございますか。

#### 4 閉 会

(部会長) 他に質問等なければ、以上で本日の専門部会を閉会とします。